

## 規制の事前評価書（金融庁）

### 1. 政策の名称

キャッシュ・マネジメントの高度化等に係る貸付けに係る貸金業規制の適用の見直し

### 2. 担当部局

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室

### 3. 評価実施時期

平成 28 年 12 月 28 日

### 4. 規制の目的、内容及び必要性

#### (1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

##### 【現状及び問題点】

合弁会社株主の 100%子会社から合弁会社への貸付けについては、現行法令上、貸金業規制の適用除外とする旨の規定が設けられておらず、基本的には貸金業の登録が必要とされている。近年、企業グループにおいては、「金融子会社」を企業グループ内のトレジャリーセンターとして位置付け、キャッシュ・マネジメントの専門性・統合性の強化等を図る動きが拡大しているが、貸金業の規制が適用されてしまうため、合弁会社株主の 100%子会社（金融子会社）から合弁会社に対して貸付けを行うニーズに応えられていないとの指摘がある。

また、グループ会社（親子・兄弟会社）間の貸付けについては、現行法令上、貸金業規制の適用除外とされているが、企業グループに属さないこととなった会社等（被売却会社）に対して、当該グループの会社等（売却元）から貸付けを行う場合、売却元は貸金業の登録が必要とされている。近年、事業再編等によってグループ会社を売却する際に、被売却会社の当面の資金繰りを売却元が手当する「つなぎ融資」が条件となるケースがあるが、貸金業の規制が適用されてしまうため、戦略的に事業再編を進めるにあたっての妨げとなっているとの指摘がある。

##### 【目的及び必要性】

上記の問題に対応するため、合弁会社株主の 100%子会社（金融子会社）から合弁会社への貸付け及び企業グループに属さないこととなった会社等への「つなぎ融資」としての貸付けについて、資金需要者の保護の観点から支障がないと認められる場合には、貸金業規制の適用除外とする。

(2) 法令の名称、関連条項とその内容

貸金業法施行令第1条の2（貸金業の範囲からの除外）

(3) 規制の新設又は改廃の内容

資金需要者の保護の観点から支障がないと認められる場合として、以下の貸付けについては、貸金業規制の適用除外とする。

1. 合併事業における株主の子会社（株主が子会社の議決権の全てを保有する会社に限る）から合併会社への貸付けのうち、「全ての株主の同意」に基づくものであり、かつ、貸付けを行う会社の親会社（株主）が合併会社の「議決権の20%」以上を保有している場合の貸付け
2. 親会社と実質支配力基準に基づく子会社で構成される「企業グループ」に属さないこととなった会社等（当該「企業グループ」に属していた期間が一年を経過している会社に限る）に対して、当該「企業グループ」に属する会社等が一年以内に限り行う貸付け。

5. 想定される代替案

1. 貸金業規制の適用除外とする合併会社株主の子会社から合併会社への貸付けについて、合併会社株主が議決権の全てを保有する子会社ではなく合併会社株主の実質支配力基準に基づく子会社とする。
2. 「企業グループ」に属さないこととなった会社等への貸付けについて、当該グループに属する会社等が貸付けを行う期間及び当該グループに属していた期間に制限を設けないとする。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

(1) 遵守費用

① 本案

1. 及び2. について今回の措置により、上記の貸付けのみを行う会社については貸金業としての登録が不要となり、貸金業務取扱主任者の設置や貸付時の書面交付等の負担がなくなるため、これらの貸付けを行うための費用が減少する。

② 代替案

1. について本案と同様の費用減少が生じるが、子会社の範囲が本案より広いことから、本案よりも費用は減少する。

2. について本案と同様の費用減少が生じるが、「企業グループ」に属する会社

等が当該グループに属さないこととなった会社等への貸付けを行う期間及び当該グループに所属していた期間に制限を設けないことから、本案よりも費用は減少する。

## (2) 行政費用

### ① 本案

1. 及び2. について今回の措置により、上記の貸付けについては貸金業規制の適用除外となることから、国及び都道府県において、これらの貸付けのみを行う会社の貸金業の登録審査等に係る費用が減少する。

### ② 代替案

1. について本案と同様の費用減少が生じるが、子会社の範囲が本案より広いことから、本案よりも費用は減少する。

2. について本案と同様の費用減少が生じるが、「企業グループ」に属する会社等が当該グループに属さないこととなった会社等への貸付けを行う期間及び当該グループに所属していた期間に制限を設けないことから、本案よりも費用は減少する。

## (3) その他の社会的費用

### ① 本案

1. 今回の措置により、上記の貸付けを貸金業規制の適用除外とすることとしても、合併会社株主が子会社の議決権の100%を有する場合の合併会社株主と子会社の間には経済的一体性が認められ、貸付先の会社の利益を阻害するようなインセンティブはないことから、資金需要者の利益を損なうおそれはなく、特段の社会的費用は発生しないものと考えられる。

2. 今回の措置により、上記の貸付けを貸金業規制の適用除外とすることとしても、事業再編等により「企業グループ」に一年を超える期間所属していた被売却会社に対して一年以内に限り行う貸付けは、極めて短期の支配関係を構築し長期にわたり貸金業規制の潜脱を図ることは困難であり、資金需要者の利益を損なうおそれは小さく、特段の社会的費用は発生しないものと考えられる。

### ② 代替案

1. 貸金業規制の適用除外となる合併会社株主の実質支配力基準に基づく子会社を含めるとした場合、これらの会社と合併会社株主には、本案の対象とする合

弁会社株主が子会社の議決権の100%を有する場合の合併会社株主と子会社の間のような経済的一体性が必ずしも認められるわけではなく、過度に貸金業規制の適用除外範囲が拡大し、資金需要者の利益を損なうような貸付けが行われる可能性があるなど、看過できない社会的費用が発生するおそれがある。

2. 「企業グループ」に属する会社等が当該グループに属さないこととなった会社等への貸付けを行う期間及び当該グループに属していた期間に制限を設けないとした場合、極めて短期の支配関係を構築し長期にわたり貸金業規制の潜脱を図り、資金需要者の利益を損なうような貸付けが行われる可能性があるなど、看過できない社会的費用が発生するおそれがある。

## 7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

### ① 本案

1. 貸金業者に課される負担を嫌って、合併会社株主の100%子会社から合併会社に対して貸付けを行わないでいた会社が、今回の措置により、貸金業としての登録が不要になることで、企業グループのニーズに即してキャッシュ・マネジメントの専門性・統合性の強化等が図られ、資金需要者に対する適切な資金供給が実現されるようになる。
2. 貸金業者に課される負担を嫌って、「企業グループ」に属さないこととなった会社等に対して貸付けを行わないでいた当該グループに属する会社等が、今回の措置により、貸金業としての登録が不要になることで、資金需要者に対する適切な資金供給が実現でき、戦略的に事業再編を進めることができるようになる。

### ② 代替案

1. 便益の内容は本案と同様であるが、子会社の範囲が本案より広いことから、本案より便益を享受できる。
2. 便益の内容は本案と同様であるが、「企業グループ」に属する会社等が当該グループに属さないこととなった会社等に対して貸付けを行う期間及び当該グループに属していた期間の制限を設けないことから、本案より便益を享受できる。

## 8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

### （1）費用と便益の関係の分析

1. 本案について、遵守費用及び行政費用が減少する上、キャッシュ・マネジメントの専門性・統合性の強化等が図られることにより、資金需要者に対する適

切な資金供給が実現されるという便益が発生することから、本案による措置は  
適当と考えられる。

2. 本案について、遵守費用及び行政費用が減少する上、資金需要者に対する適  
切な資金供給が実現され、戦略的に事業再編を進めることができるという便益  
が発生することから、本案による措置は適当と考えられる。

## (2) 代替案との比較

代替案については、1. 及び2. とともに、得られる便益は本案を上回ると考えら  
れる。

一方費用は、1. 及び2. とともに、本案よりも遵守費用及び行政費用が減少する  
一方、過度に貸金業規制の適用除外範囲が拡大することにより資金需要者の利益を  
損なうような貸付けが行われる可能性があるという、看過できない社会的費用が発  
生するおそれがある。

したがって、本案と代替案は、代替案の方が得られる便益が大きいものの、代替  
案において看過できない社会的費用が発生するおそれがあり、当該費用の発生は、  
代替案の採用によって生じる便益発生や遵守費用及び行政費用の減少の効果を上  
回ると思料される。

また、貸金業法は、「貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者  
の利益の保護を図る」ことを目的としているところ、資金需要者の利益が損なわれ  
る可能性を伴う規制の見直しを行うことは、法律の趣旨に照らし、適当ではないと  
考えられる。

よって、本案による改正が適当であると考ええる。

## 9. 有識者の見解その他関連事項

平成27年12月22日に公表された金融審議会「決済業務等の高度化に関するワー  
キング・グループ報告」において、「100%子会社については、親会社との経済的一体  
性が認められることから、貸金業法の適用除外とすることが適当である」、また「事  
業再編等に伴う「つなぎ融資」について、一定期間に限り貸金業法の適用除外とす  
ることが適当である」との提言がなされている。

## 10. レビューを行う時期又は条件

改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認められるときには、  
その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。